

～知って役立つ～

町からの お知らせ

町へ提出いただく申請書などのハンコ(押印)を無くします！

各手続きの詳細については、申請書等を提出する各担当課へお問い合わせください。

※押印を廃止する申請書等の種類については町のホームページでも確認出来ます。

世界自閉症啓発デー 発達障害啓発週間に ついて

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、また、同日から8日までは「発達障害啓発週間」です。

自閉症をはじめとする発達障害の方は、他人の意図や感情を直感的に理解したり、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面することがあります。

これらは、親のしつけや家庭環境が原因ではなく、脳機能の発達に関係するもので、見た目には障害があることがわかりにくいため、行動や態度が誤解される場合があります。

発達障害の特徴を知り、正しく理解していただくことが大切です。

▼お問い合わせ先

県庁障害福祉課
☎099(286)2744
FAX:099(286)5558
e-mail:s-ryouiku@pref.kagoshima.jp

無料法律相談のお知らせ

【無料出張法律相談について】

弁護士法人照国総合事務所の弁護士による無料法律相談会が実施されます。

▼相談事項 相続、遺言、事故、紛争等の法律相談

▼日時 4月21日(水) 13時～16時(一人当たり45分程度)

▼場所 肝付町役場2階 第2会議室

※事前予約制ですので、4月19日(月)17時までに予約してください。

▼予約先 肝付町役場 総務課 行政係
☎0994(65)8421

今後、定期的(1月、4月、7月、10月の20日頃)に、出張無料相談が実施される予定です。日程が決まりましたら、随時お知らせします。

【無料緊急相談について】

▼相談日 緊急時何日でも

▼相談場所 照国総合事務所 (鹿児島市照国町13-41)

▼相談事項と担当

- ①法律問題(弁護士)
- ②税務問題(税理士)
- ③労務問題(社会保険労務士)
- ④登記問題(司法書士)

▼申込方法 照国総合事務所 ☎099(226)01000に直接電話して、肝付町民又はその関係者であることを伝えてください。その後、相談日、事務所担当者を決めます。

第11回特別弔慰金の請求はお済みですか？

・特別弔慰金の趣旨

戦後75周年にあたり、今日我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すために、戦没者のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

▼請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)

期限を過ぎますと第11回特別弔慰金を請求できませんのでご注意ください。

▼支給対象者 支給基準日(令和2年4月1日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順位による先順位の御遺族の方に支給されます。

- 1.令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等に援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2.戦没者の子
- 3.戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が替わります。

4.上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▼提出書類

1.前回(第10回特別弔慰金)を受けている方…請求書・申立書・印鑑届出書(窓口に備え付けています)

請求者の令和2年4月1日以降取得の戸籍抄本

2.上記1以外の方…請求者の状況により必要な書類が異なりますので、請求先までお問い合わせください。

▼請求先・お問い合わせ先

肝付町役場福祉課福祉推進係

☎0994(65)8413
内之浦総合支所 町民生活課

☎0994(67)4511
岸長出張所
☎0994(68)2001

【注意】
戸籍法に基づく婚姻届や死亡届などの届け出書、国・県の法令によるもの、法人が申請する場合の押印、公金支出を伴うなど特別に重要なもの等については、これまでと同様に押印が必要な書類もあります。